

内閣参甲第六八号

昭和二十四年四月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出食糧確保臨時措置法の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員池田恒雄君提出食糧確保臨時措置法の運用に關する質問に對する答弁書

一、生産者別農業計画が未だ完了していない町村があることは御指摘の通りであつて、政府としても二月中旬以降しばしば、都道府縣知事に対しても早急に個人別割当を完了するやう督励して來たし、今後も督励する積りである、尙生産者別割当があいまいとならない様二十四年産農業計画は必ず所定の文書によつて、市町村長から生産者に指示する様指導している（昭和二十四年三月十八日付二四食糧第一三一九号「昭和二十四年産主産食糧農産物の農業計画の生産者に対する指示に關する件」通達）
生産者別農業計画が遅れている理由は主として

- (1) 二十三年産米の供出が遅れていたため末端機關は先づ供米督励に全力を傾注したこと、
- (2) 從來の供出実績から見た末端では個人別割当の公平を期するため資材の再整備及び地力調査の再検討を行ふ必要に迫られたがこれ等の資料の整備に日時を費したこと、
- (3) 震災地、水害地等においては災害を受けた耕地の未復旧、或は異動の整備が遅れたこと、等に基くものが多いが縣でも目下ラジオ、新聞等の弘報機關の活用或は督励班による現地指導等によつて、末端割当の完了を急いでいる。

二、昭和二十三年産米の超過供出は各農家に対して食糧管理法に基く追加割当を行い強制するのではなく我國の現状から、農民の同胞愛的な表情に訴えての自主的供出を強力に勧奨する方法によつたもので各町村では各種弘報手段を最大限に活用して趣旨の末端浸透を図り經濟再建超過供出運動を展開し農民の

自主的供出を要請したのである。

三、供出割当の不公平によつて農家の階層分化が歪んだものとなることは御説の通りである、各農家別にみると一体どの農家が眞の供出により不当な利得を受け、どの農家が不当な損害を受けているかは實際上判定が非常に困難であり、それが可能ならば公平な供出割当が出来るのである。

四、國の機関が科学的調査を基礎として直接供出割当を行うことが公平なる割当実現の一つの方法として考えられるがこれは現在の財政事情から云つても直に実現は困難であるから、政府は諸般の情勢からも農業調整委員会の運営改善により均衡ある割当の実施を期している次第である。

五、事実飯米農家に割当をすることがあつた場合には農家配給によつて、出来る限りの調整を行つてい

六、農林大臣は都道府縣知事に供出期限は三月末迄に定めなければならぬことを指示しているから四月になつて農家が供米に追われるとすれば、それはそれ迄供米を怠つた農家と考えられる。現存供出の確保については法律上都道府縣知事乃至市町村長が責任を負つているのであるから責任上も当局者が供出の督促を行わざるを得ない。

七、農林大臣の指定している雜穀は食糧管理法施行規則第一條第一項の農林大臣の指定する雜穀と同様で農林省告示で定めている。

大豆、小豆、えんどう、いんげん、そらまめ、ささげ、綠豆、そば、えん麦、ライ麦、あわ、ひえ、

きび、もろこし、とうもろこし、落花生で現在迄知事の指定する雑穀はない。知事は農林大臣の指定している雑穀以外の雑穀について必要あるときに指定する。

八、昭和二十四年度の奨励措置中決定済のものは麦、馬れいしよの報奨物資のみで、米、甘しよの報奨物資超過供出奨励金については目下検討中である。

麦、馬れいしよリンク物資の種類及数量は左表の通りである。

リ	ン	リ	物	資	単	位	数	量	備	考
(一) 纖維製品及作業用品										
(イ)	綿	織	物		千	反	二、五〇〇		二、一八四	
(ロ)	タ	オ	ル		千	反	二、三五〇	(作業手袋)	五二二	
(ハ)	地	下	足	袋	千	足	八七六		六五八	
(ニ)	自	轉	車	タイヤチユーブ	千	本	一〇〇		一〇〇	
(ホ)	リヤ	カー	タイヤチユーブ		千	本	一〇		一〇	

(二) 嗜好品

(イ)	國	産	煙	草	千	本	二八八、〇〇〇		一五七、二〇〇
(ロ)	酒				石		四八、〇〇〇		三三、〇〇〇

昭和二十四年度主要食糧に対する割当生産資材の購入所要金額は左表の通りである。

生産資材 同 金額 備考

肥 料 二〇〇億円

農 機 具 一二二〃

農 薬 二九〃

計 三五一〃

右に對し本年も二月十二日よりこれが購入資金の調達に關し農業手形制度を実施し金融の円滑化をはかつてゐる。

九、農業計画の公表については掲示板に掲示することを指導してゐる。

一〇、生産者の意見を徴するため経営申告のごときものを提出せしめるか、部落集合を持つて意見を徴するようにし意見を徴せずして割当することがなきよう指導してゐるが意見を徴せずして割当した場合は市町村長は改めて意見を徴し割当を行わなければならない。

十一、勘案する六項目は第五條によつて市町村長が生産者別の農業計画を指示する場合に考慮することになつてゐるので市町村長は本年の割当に際しては当然六項目を勘案の上生産者別の農業計画を指示してゐるものと思はれる。

具体的事例は調査資料を欠くため不明であるが農林省において各都道府縣別農業計画を指示することに際しては、國の食糧需給と統計調査による縣別の面積農家人口、家畜、主要食糧作物並びにその他の作

物の作付状況を考慮して府縣別の農業計画を指示しているのであるから末端における農業計画の指示も当然これらの点が考慮せられているものと思考せられる。かかる末端における農業計画指示の実態については今後適当な機会に調査をすすめる予定である。

十二、國の調査によれば茨城縣の生産者別農業計画は未だ完了していないので早期に完了し生産者に公表する様督励している、縣としても三月十八日以後において、多少事務的にあいまいな市町村もあることを発見したので目下継続して指導督励中である、本縣が事前割当の遅れて居るのは昨年の地力調査の不備を修正するため、徹底的な地力調査を実施したためである。